地域子ども・子育て支援事業における基準

1 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

国の基準をもって盛岡市の基準とする。

ただし、基準を満たさない既存クラブについては経過措置を設けることとする。

(2 P, 3 P)

省令の内容	区分	基準案
○設備	参酌すべき	○設備
おおむね 1.65 ㎡/人以上	基準	おおむね 1.65 ㎡/人以上
○集団の規模		○集団の規模
おおむね 40 人以下		おおむね 40 人以下
		ただし、経過措置を設ける。

基準を満たしていない学童クラブについては、この基準を適用しない経過措置を設け、当該学童クラブの運営継続を図るものとする。なお、市子ども・子育て支援事業計画において、その学童クラブが基準を満たすよう必要な支援策を盛り込むものとする。